

空き家・空き建築物対策の充実に関する重点提言

空き家・空き建築物の解体撤去等、適正管理を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 管理放棄された住宅等については、住民の安全を守る観点などから、都市自治体等が直接かつ容易に解体撤去等が行えるよう法整備を図るとともに、その費用について財政措置を講じること。

また、解体撤去後の土地についても、所有者の負担が軽減されるよう必要な見直しを行うこと。

2. 「空き家再生等推進事業」については、地域の実情を踏まえ、平成 26 年度以降も適用地域の拡大を図ること。